

令和7年11月28日 開 会
令和7年11月28日 閉 会
令和7年11月 臨時会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

令和7年第3回(11月)川南町議会臨時会会期表〔1日間〕

目 次

第1号 (11月28日)

告 示	1
応招議員・不応招議員	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について	4
議案上程・提案理由説明・議案質疑・討論・採決(承認第8号)	4
議案上程・提案理由説明・議案質疑(議案第53号～54号)	6
議案上程・提案理由説明・議案質疑(議案第55号～61号)	8
討論・採決(議案第53～第61号)	11
議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について	14
閉 会	14

川南町告示第179号

令和7年第3回(11月) 川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年11月20日

川南町長 宮崎 吉敏

1 期日 令和7年11月28日

2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	小嶋 貴子	議員	2番	今井 孝一	議員
3番	中瀬 修	議員	4番	金丸 和史	議員
5番	河野 浩一	議員	6番	北原 輝隆	議員
7番	江藤 宗武	議員	8番	岸本 茂樹	議員
9番	永友 美智子	議員	10番	河野 穎明	議員
11番	蓑原 敏朗	議員	12番	徳弘 美津子	議員
13番	中村 昭人	議員			

○ 不応招議員(なし)

令和7年第3回(11月)川南町議会臨時会会議録

令和7年11月28日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

令和7年11月28日 午前9時00分開会

日程第1	諸般の報告について
日程第2	会期の決定について
日程第3	会議録署名議員の指名について (永友美智子議員・河野禎明議員)
日程第4	承認第8号 専決処分の承認を求めるについて
日程第5	議案第53号 川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第6	議案第54号 川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第55号 令和7年度川南町一般会計補正予算(第5号)
日程第8	議案第56号 令和7年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第9	議案第57号 令和7年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第10	議案第58号 令和7年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第2号)
日程第11	議案第59号 令和7年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第12	議案第60号 令和7年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)
日程第13	議案第61号 令和7年度川南町下水道事業会計補正予算(第2号)
日程第14	議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について

出席議員(12名)

1番 小嶋 貴子議員	2番 今井 孝一議員
3番 中瀬 修議員	4番 金丸 和史議員
6番 北原 輝隆議員	7番 江藤 宗武議員
8番 岸本 茂樹議員	9番 永友 美智子議員
10番 河野 穎明議員	11番 薩原 敏朗議員
12番 徳弘 美津子議員	13番 中村 昭人議員

欠席議員(1名)

5番 河野 浩一議員

事務局出席職員職氏名

事務局長 山本 博君 書記 大塚 隆美君

説明のために出席した者の職氏名

町長	宮崎 吉敏君	副町長	小牟禮 洋秋君
教育長	平野 博康君	会計管理者・ 会計課長	石井 美貴君
総務課長	米田 政彦君	まちづくり課長	稻田 隆志君
財政課長	川崎 紀朗君	税務課長	小嶋 哲也君
町民健康課長	押川 明雄君	福祉課長	河野 賢二君
統括主監 兼環境課長	甲斐 玲君	産業推進課長	河野 英樹君
農地課長	今井 孝洋君	建設課長	黒木 誠一君
上下水道課長	大塚 祥一君	教育課長	三好 益夫君
代表監査委員	永友 靖君		

午前9時00分開会

○議長（中村 昭人議員） おはようございます。

一つ御報告を申し上げます。ただいま河野浩一議員から、病気のため欠席するとの届け出がありましたので、御報告をいたします。

ただいまから令和7年第3回川南町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりでございます。

申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願ひいたします。

日程第1「諸般の報告」を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、定期監査並びに例月現金出納検査の結果についての報告は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

以上で報告を終わります。

日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。

これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、永友美智子議員及び河野禎明議員を指名します。

日程第4「承認第8号専決処分の承認を求めるについて（川南町一般会計補正予算（第4号））」を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 承認第8号は、令和7年9月25日に専決処分いたしました令和7年度川南町一般会計補正予算（第4号）につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1034万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億2932万2000円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から御説明いたします。

繰入金1034万6000円の増額は、財源充当のための財政調整基金繰入金であります。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

衛生費は、34万6000円の増額で、町内井戸水質検査のための公害対策水質検査委託料であります。

災害復旧費は、1000万円の増額で、台風15号により9月4日に被災した農業用施設、農地及び町道の災害復旧のための測量設計等業務委託料及び町道維持管理業務委託料であります。

詳細につきましては、担当課長に補足説明させますので、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人議員） 以上で提案理由の説明を終わります。

補足説明があれば、これを許します。

○農地課長（今井 孝洋君） 承認第8号の農地課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。

14から15ページをお願いいたします。

11款1項1目農業災害復旧費250万円は、12節委託料130万円及び120万円です。

内容としましては、令和7年9月4日に宮崎県の東海上を北上した台風15号の影響により被災した、国庫負担を伴う農地災害1カ所及び農業用施設災害1カ所の測量設計等業務委託料であります。

農地災害は、掛迫地区の田の法面が延長6メートル被災したものであります。

農業用施設災害は、小池地区の農道の路肩法面が延長7.2メートル被災したものであります。

災害発生後の規模調査、施設管理者の意思確認を含め、国の災害査定日程に対して、測量設計業務を完了させる時間的余裕がないため、専決予算において予算措置いたしました。

以上で、農地課関係の補足説明を終わります。

○建設課長（黒木 誠一君） 承認第8号の建設課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

14、15ページをお願いします。

11款2項1目道路橋りょう災害復旧費750万円は、12節委託料です。

内容としましては、令和7年9月4日に宮崎県の東海上を北上した台風15号の影響により被災した約25カ所の町道に面する自然傾斜面や法面の崩壊等により、災害復旧に伴う委託料であります。

現在、一般町道大内・白鬚線（大内地区コミュニティセンター西側）路肩崩れ延長8メートル、高さ4メートル被災した場所以外については、川南土木業協会等に委託し、復旧が完了しています。

一般町道大内・白鬚線の路肩崩れについても、町内の土木業者に依頼済みで、令和8年2月には復旧予定です。

台風通過後の災害に対し、緊急に対応するため、専決予算において予算措置いたしました。以上で、建設課関係の補足説明を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子議員） 承認第8号専決処分の承認を求めるについて、令和7年度川南町一般会計補正予算（第4号）ですが、工事、農地課、建設課の方はよくわかるんですが、この保健衛生費、34万6000円公害対策水質検査委託料っていうのを臨時議会で出さなきゃいけないぐらい急いだ検査が必要であったのか伺います。

○環境課長（甲斐 玲君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

これにつきましては、先般水源地においてPFO（ピーフオス）・PFOA（ピーフオア）が検知されたことに伴いまして、周辺の井戸の検査の必要性が出てきたときに、予算を確保しておく必要があるという判断をしましたので今回専決予算の方に上げております。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第8号専決処分の承認を求めるについて川南町一般会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第8号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第8号専決処分の承認を求めるについて川南町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5「議案第53号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第6「議案第54号川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び川南町議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、以上2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本2議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 議案第53号及び議案第54号につきまして、その提案理由を説明申し上げます。

議案第53号は、国の人事院勧告に伴い、国家公務員の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」を参考に川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第54号は、川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正及び近隣町の支給状況に準じて、特別職の職員の給与を改定するものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願ひいたします。

○議長（中村 昭人議員） 補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（米田 政彦君） 議案第53号及び議案第54号につきまして、その補足説明を申し上げます。

この議案は、国の法改正を参考に官民給与の格差を踏まえ、俸給法においては、初任給を始め、若年層に重点を置きつつ、中堅層以上の職員にも配慮した引き上げとし、期末手当及び勤勉手当においては、支給率を年間で0.05月分引き上げることとするものです。

第1条は、本年12月の期末手当の支給率を「100分の125」から「100分の127.5」に、定年前再任用短時間勤務時勤務職員については「100分の70」から「100分の72.5」に引き上げ、勤勉手当の支給率を「100分の105」を「100分の107.5」に定年前再任用短時間勤務職員については「100分の50」を「100分の52.5」に引き上げるものです。

第2条は、令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給率を6月と12月で均等にするために改正するものです。

なお、この条例は公布の日から施行しますが、第1条の改正規定中、期末手当及び勤勉手当に関する改正規定以外は、令和7年4月1日にさかのぼって適用することとし、第2条の改正規定は、令和8年4月1日から施行することとしています。

次に、議案第54号は、国の法改正を参考にした川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じて、川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び川南町議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例をそれぞれ一部改正するものです。

第1条及び第3条につきましては、本年12月の期末手当の支給率を「100分の170」から「100分の180」に引き上げて支給するものです。

第2条及び第4条は、令和8年度以降の期末手当の支給割合を均等にするため、「100分の175」とするものです。

なお、この条例は、第1条及び第3条の規定は公布の日から施行し、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行することとしています。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

議案第53号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

質疑なしと認めます。これで議案第53号の質疑を終わります。

議案第54号川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

質疑なしと認めます。これで議案第54号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

日程第7「議案第55号令和7年度川南町一般会計補正予算（第5号）」、日程第8「議案第56号令和7年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第9「議案第57号令和7年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、日程第10「議案第58号令和7年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）」、日程第11「議案第59号令和7年度川南町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、日程第12「議案第60号令和7年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第13「議案第61号令和7年度川南町下水道事業会計補正予算（第2号）」、以上7議案を一括議題といたします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 議案第55号から議案第61号までにつきまして、その提案理由を申し上げます。

議案第55号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4704万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億7636万7000円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から御説明いたします。

分担金及び負担金は、50万円の増額で、農地災害復旧費分担金であります。

県支出金は、287万5000円の増額で、農林水産業施設災害復旧費補助金であります。

繰入金は、4227万円の増額で、財政調整基金繰入金であります。

町債は、140万の増額で、農林水産業施設災害復旧債であります。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

議会費のうち32万4000円の増額は、議員報酬条例改正に伴う期末手当であります。

総務費の14万5000円の増額は、特別職の給与条例改正に伴う期末手当であります。

議会費102万4000円のうち70万円、総務費1635万3000円のうち、1620万8000円、民生費811万円、衛生費183万2000円、農林水産業費188万1000円、商工費38万3000円、土木費448万9000円及び教育費697万3000円の増額につきましては、一般職の給与条例改正に伴う人件費及び特別会計の繰出金であります。

災害復旧費600万円の増額は、台風15号により9月4日に被災した農業用施設及び農地の災害復旧のための工事請負費であります。

最後に、第2表地方債補正は、農林水産業施設災害復旧債の限度額を140万円と定め追加するものであります。

次に、議案第56号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ42万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2348万2000円とするものでございます。

歳入につきまして、繰入金42万4000円の増額は、一般会計からの事務費繰入金であります。

歳出につきまして、保健事業費42万4000円の増額であります。

次に、議案第57号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ30万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9528万円とするものでございます。

歳入につきまして、繰入金30万8000円の増額は、一般会計からの事務費繰入金であります。

歳出につきまして、総務費30万8000円の増額であります。

次に、議案第58号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ861万円とするものです。

歳入につきまして、介護保険特別会計からの繰入金14万8000円を計上するものです。

歳出につきましては、給与条例改正による介護認定審査会費14万8000円を計上するものです。

次に、議案第59号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9956万6000円とするものです。

歳入につきましては、分担金及び負担金7万円は、都農町が負担する介護認定審査会の負担金で、繰入金65万7000円は、一般会計からの事務費繰入金及び川南町が負担する介護認定審査会の繰入金を計上するものです。

歳出につきましては、給与条例の改正による総務費57万9000円及び介護認定審査会へ繰り出す諸支出金14万8000円を計上するものです。

次に、議案第60号は、収益的支出を85万円増額し、水道事業費用の総額を3億5741万4000円とするものです。

次に、議案第61号は、収益的支出を69万8000円増額し、下水道事業費用の総額を1億6366万2000円とするものです。

議案第56号から議案第61号につきましては、いずれも給与条例改正に伴う増額が主なものであります。

以上、補足説明のあるものにつきましては、担当課長に補足説明させますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願ひいたします。

○議長（中村 昭人議員） 補足説明があれば、これを許します。

○農地課長（今井 孝洋君） 議案第55号の農地課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。

38から39ページをお願いいたします。

11款1項1目農業災害復旧費600万円は、令和7年9月4日に宮崎県の東海上を北上した台風15号の影響により被災した農業災害復旧に関するものであります。

主な内容につきましては、農業用施設災害復旧工事として、小池地区の農道路肩法面災害復旧工事費補助金分が250万円であります。

また、農地災害復旧工事として、掛迫地区の農地法面災害復旧工事費補助事業分が250万円と、単独事業分が100万円であります。

以上で、農地課関係の補足説明を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

議案第55号令和7年度川南町一般会計補正予算（第5号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第55号の質疑を終わります。

議案第56号令和7年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第56号の質疑を終わります。

議案第57号令和7年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第57号の質疑を終わります。

議案第58号令和7年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第58号の質疑を終わります。

議案第59号令和7年度川南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第59号の質疑を終わります。

議案第60号令和7年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第60号の質疑を終わります。

議案第61号令和7年度川南町下水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第61号の質疑を終わります。以上で質疑を終わります。

しばらく休憩します。

全員議員控え室に御移動を願います。

午前9時32分休憩

午前10時14分再開

○議長（中村 昭人議員） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

本会議は臨時会につき、委員会付託は省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議がないようですので、委員会付託は省略し、討論採決を行います。

念のため申し上げます。

討論採決は議案ごとに行います。

議案第53号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第54号川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び川南町議会

の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第55号令和7年度川南町一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号令和7年度川南町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

議案第56号令和7年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号令和7年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

議案第57号令和7年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第57号令和7年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

議案第58号令和7年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第58号令和7年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

議案第59号令和7年度川南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第59号令和7年度川南町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

議案第60号令和7年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号令和7年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第61号令和7年度川南町下水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第61号令和7年度川南町下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14「議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について」議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないようなので、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和7年第3回川南町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

午前10時25分終了